

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法施行規則
根拠条項	第65条
許認可等の種類	技能検定試験における試験の免除
法令の定め	・職業能力開発促進法施行規則 第65条 ・昭和44年10月1日労働省告示 第37号
審査基準	技能検定試験における試験の免除の有無の判定は、次によるものとする。 ・職業能力開発促進法施行規則第65条 ・昭和44年10月1日労働省告示第37号 ・平成16年4月1日能発第0401001号厚生労働省職業能力開発局長通知別添「技能検定関係事務手引（都道府県及び都道府県職業能力開発協会）」第3章受検申請の受付5 免除資格の審査
標準処理期間	総期間 15日（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	経済部労働政策局産業人材課産業訓練係（電話番号：011-204-5357）
申請先	北海道職業能力開発協会（電話番号：011-825-2386）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html ）